

第6次太子町総合計画策定方針

I. 計画策定の趣旨

＜第5次総合計画の計画期間の満了＞

- 本町では、平成28(2016)年3月に「第5次太子町総合計画」を策定し、「人と自然と歴史が交流し、未来へつなぐ和のまち“たいし”」をコンセプトにまちづくりを進めてきました。しかし、当計画も**令和8(2026)年3月に計画期間が満了**となります。

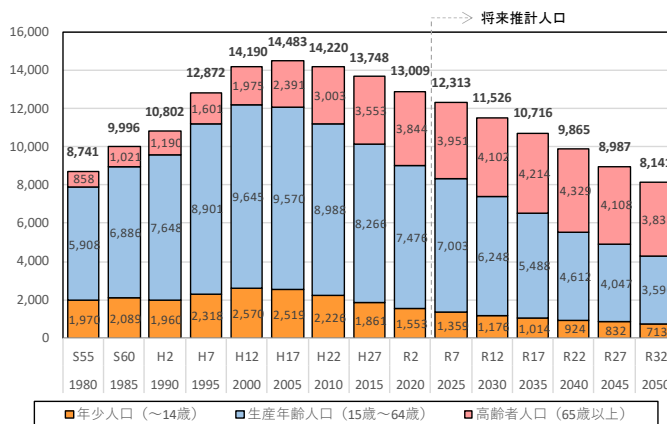


図1 将来人口推計

出典：令和2年まで：国勢調査、

令和7年以降：日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)

＜本町を取り巻く社会・経済状況の変化＞

- 一方、第5次総合計画が策定されてから、**人口減少・少子高齢化**の更なる進行（図1参照）、**新型コロナウイルス感染症**の流行、地域の移動を支えてきた**金剛バスの廃止**、全国的な**自然災害の頻発化・激甚化**など、本町を取り巻く社会・経済状況は、大きく変化しつつあります。

＜社会のあり方や価値観、ライフスタイルの変化＞

- また、**デジタルトランスフォーメーション(DX)の進展**、**脱炭素化・循環型社会実現**に向けた機運の高まり、**働き方改革**、**ダイバーシティ(多様性)**など、社会のあり方や人々の価値観、ライフスタイルなども大きく変化しつつあります。

＜住民、事業者、行政が一体となった課題解決の重要性＞

- こうした中、子どもから高齢者まで誰もが幸せに暮らしていけるまちを築き、次の世代へと引き継いでいくためには、改めて本町の自然、歴史・文化、産業、地域資源等を見直し、**住民、事業者、行政が一体**となって、様々な課題に対して適切に対応していくことが重要です。

＜総合的で計画的な行政運営の指針としての総合計画の策定＞

- こうしたことから、住民との協働のもと、中長期的な展望にたって、本町の目指すべき将来像を示し、それを実現するための道筋を明らかにするため、**総合的かつ計画的な行政運営の指針**として、**第6次総合計画**を策定します。

II. 計画策定にあたっての着眼点

着眼点1 予想を超えた人口減少の急速な進行、社会減の回復傾向

- ・ 本町の令和 2(2020)年の人口は、平成 28(2016)年に策定した人口ビジョンの推計を大きく下回っています(図 2 参照)。
- ・ これは、人口ビジョン策定から令和 2(2020)年までの間、自然増減、社会増減ともマイナスにあったことが要因です。
- ・ 一方、平成 29(2017)年以降、社会増減は回復傾向で、転入者の増加が伺えます。(図 3 参照)。
- ・ 今回の総合計画の策定にあたっては、このような人口推移とその要因を十分に調査し、計画の成果と成果があげられなかった部分を踏まえ、検討を行うことが必要と考えます。

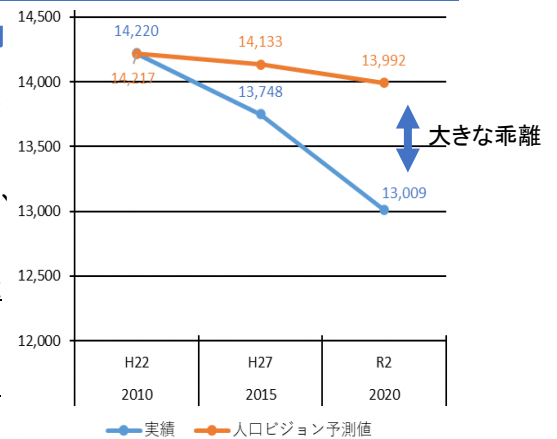


図2 人口ビジョンと実績値の推移
出典: 国勢調査、太子町人口ビジョン

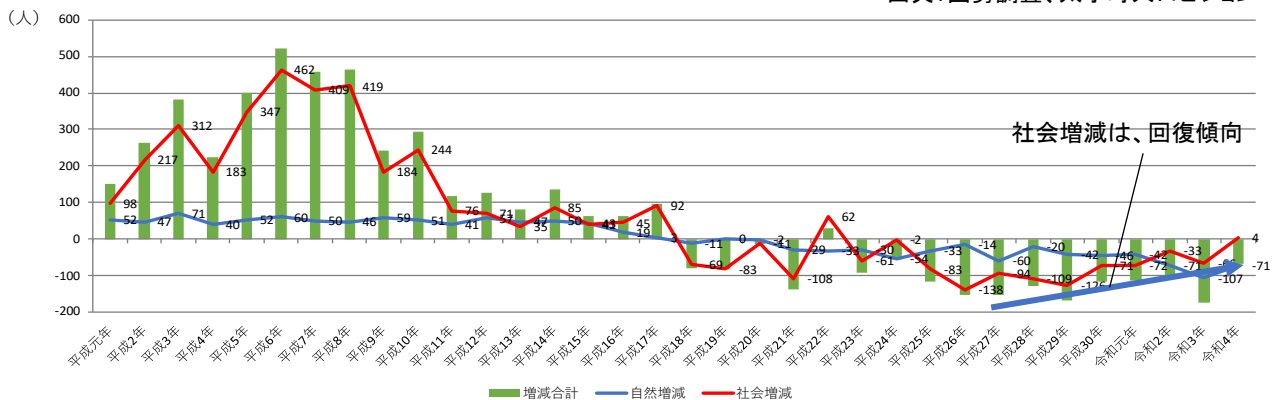


図3 自然増減、社会増減 出典: 各年度末現在住民基本台帳人口

着眼点2 バス再編をはじめとした住環境の変化

- ・ 本町では、令和 5(2023)年 12 月に、長い間、地域の移動を支えてきた金剛バスが廃止され、「金剛ふるさとバス(近鉄バス)」と「たいしのってこバス」に再編されました。
- ・ このような公共交通の変化は住民の生活に大きな影響を及ぼすものであり、公共交通の再編を踏まえた、新たな都市構造の構築が必要です。

着眼点3 文化財、観光、産業等に関わる新たなまちづくりの進展

- ・ 本町では、令和 3(2021)年 3 月に叡福寺周辺地区に加え「竹内街道周辺地区」が景観計画区域に指定され、また令和 4(2022)年 3 月には「太子町観光まちづくりビジョン(後期)」が策定されるなど、大阪万博の開催も相まって歴史的資源の保全や観光への機運が高まっています。
- ・ 一方、地域未来投資促進法に基づき、令和 5(2023)年 3 月に「大阪府太子町基本計画」が国の同意を受け、条件に合致する事業者は国の支援等を受けることができるようになりました。
- ・ このような新たなまちづくりの動きを踏まえ、地域の活性化に資する施策の展開が必要です。

着眼点4 コンパクトな町であるなど本町のメリット

- ・ 本町の総面積は 14.17 km²で、コンパクトにまとまった「まち」であると言えます。
- ・ また、大阪市等の大都市に近接し、高速道路の ICを有するなど、地理的な優位性を有しています。
- ・ 計画策定にあたっては、このような本町のメリットを活かしていくことが重要と考えます。

Ⅲ. 計画策定方針

方針1 人口減少、少子・高齢化を本町の最重要課題としてとらえる

- ・ 本町の人口は、今後も減少が予想され、また少子・高齢化もさらに進行し、これらの問題は、本町の最も重要な課題であると考えます。
- ・ そこで、太子町総合計画の策定にあたっては、人口減少、少子・高齢化対策を図る総合戦略を本計画の重点プロジェクトに位置付けるとともに、太子町都市計画マスタープランの策定にあたっては、人口減少、少子・高齢化に対応した適切な都市構造の検討を行っていきます。

方針2 現計画の評価をしっかりと行い、その課題の下に新たな計画を策定する

- ・ 先にも述べたように、本町の人口は人口ビジョンの推計を大きく下回っており、現在の計画が十分に機能していないことが伺えます。
- ・ 一方で、社会増減が回復傾向にあるなど、総合戦略に基づく施策が一定の成果をあげているところもあります。
- ・ 新たな計画の策定にあたっては、このような現計画に基づく施策の評価をしっかりと行い、その課題認識の下に検討を進めることとします。

方針3 社会経済状況の変化や新たなまちづくり動向を計画に反映する

- ・ コロナの終息に伴うインバウンドの増加といった全国的な動向から、本町におけるバスの再編まで、本町を取り巻く社会経済状況等は刻々と変化しています。
- ・ 計画の策定にあたっては、このような変化を的確にとらえるとともに、本町における様々なまちづくり動向を十分に踏まえ検討を進めることとします。

方針4 自然や歴史・文化など、本町の特色・特性を積極的に活かす

- ・ 本町の強みは、豊かな自然が残り、培われてきた歴史・文化が息づいていることであり、今後、様々なまちづくりが進んだとしても、これらを活かすという基本的な考え方は変わらないものと考えます。
- ・ 計画の策定にあたっては、改めて本町の特色や特性を振り返り、その強みを積極的に活かすことのできるまちづくり施策を検討します。

方針5 住民の声を聴き、住民とともに計画を策定する

- ・ コンパクトな「まち」である本町のスケールメリットを活かすためにも、住民の声にしっかりと耳を傾けることが重要です。
- ・ 計画の策定にあたっては、住民ワークショップやアンケート調査、パブリックコメント等を通じて、積極的に住民の参画を図ります。

IV. 計画の構成と期間

1. 構成

- ・ 総合計画は、大きく「基本構想」、「基本計画」の2段階で構成します。

○基本構想

- ・ 本町を取り巻く社会・経済状況等の変化を踏まえ、**中長期的な視点**に立ち、本町のまちづくりの**基本理念、基本目標、将来人口、土地利用方針**等を定めます。

○基本計画

- ・ 基本構想に掲げる基本理念や基本目標等の実現に向け、**本町が取り組むべき施策等の方向性**を分野別に示します。
- ・ なお、今回の総合計画では、現在の総合計画と同様に、「**太子町まち・ひと・しごと創生総合戦略**」の内容も取り込み、一体的に策定するものとします。

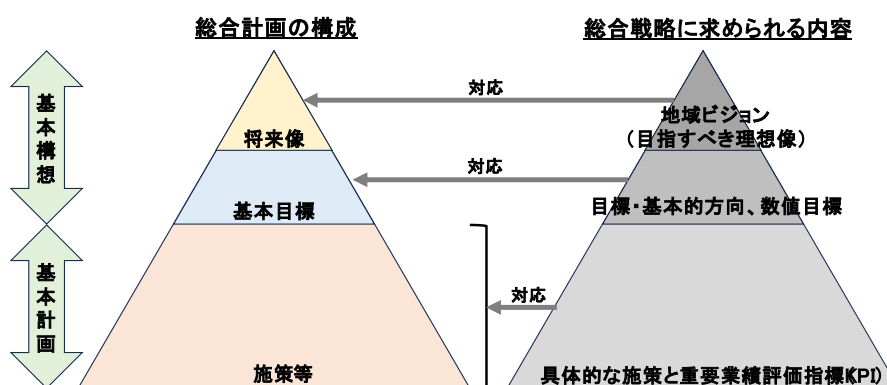


図 4 総合計画の構成

2. 期間

○基本構想

- ・ 長期的な視点でまちの将来像を示し、継続的な取組みの方針を示すものであることから、**計画期間を10年間**（令和8（2026）年度～令和17（2035）年度）とします。

○基本計画

- ・ 中期的な具体的な施策や施策の方向性を示すものであり、**前期、後期の各5年間**を計画期間とします。

前期：5年間（令和8（2026）年度～令和12（2030）年度）

後期：5年間（令和13（2031）年度～令和17（2035）年度）

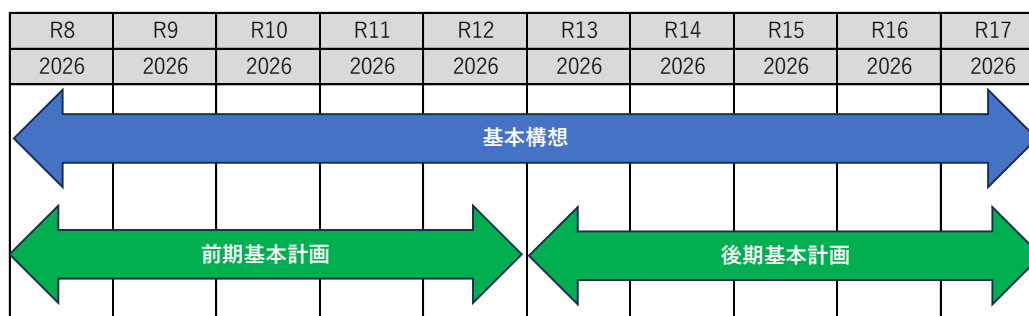


図 5 計画の期間

V. 策定体制

1. 議会

- 総合計画の策定過程において随時報告を行うとともに、まちづくりの主体（住民、議会、行政）の参画による計画策定を推進し、計画策定にあたって議決をいただきます。

2. 総合計画審議会

- 町長の諮問に応じ、総合計画の調整その他その実施に関し、必要な事項について調査審議していただき、結果の答申をいただきます。

3. 庁内体制

①総合計画策定委員会

- 教育長を会長、政策総務部長を副会長とし、まちづくり推進部長、健康福祉部長、教育次長を委員として構成します。
- 策定委員会は、策定部会において作成された基本構想素案及び基本計画素案（以下「基本構想等素案」という）を審議します。

②策定部会

- 策定部会は、策定部会長及び策定部会員で組織し、課長または課長補佐で構成します。
- 策定部会は、基本構想等素案の作成を行います。

③作業部会

- 作業部会は、各課からの主査、副主査、主事等の課員によって構成します。
- 作業部会は策定部会の指示に基づき、必要に応じて基本構想等素案の作成補助を行う。

4. 住民参加

- 計画策定にあたり、以下の機会により住民参画を図ります。
 - 住民公募委員（総合計画審議会）
 - 住民アンケート調査
 - 住民、中学生ワークショップ
 - パブリックコメント

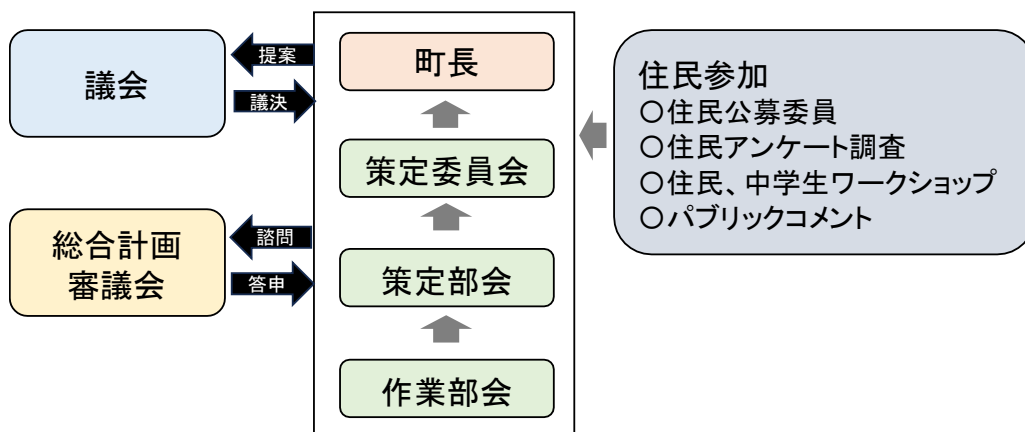


図 6 策定体制

VI. スケジュール

- 各会議等のスケジュールは、以下の通りです。

表 1 スケジュール(予定)

	議会	総合計画 審議会	策定 委員会	策定部会	作業部会	住民参加
令和6 年度	4月					審議会委員 公募
	5月					
	6月					
	7月	第1回	第1回			
	8月			第1回		住民アン ケート
	9月					
	10月	第2回	第2回	第2回		
	11月				第1回	第1回WS
	12月				第2回	中学生WS
	1月				第3回	第2回WS
	2月	第3回	第3回	第3回		第3回WS
	3月	3月議会				
令和7 年度	4月			第4回		
	5月	第4回	第4回			
	6月					
	7月					
	8月		第5回	第5回		
	9月	第5回				
	10月					
	11月	第6回	第6回	第6回		
	12月	12月議会				パブリック コメント
	1月					
	2月	第7回	第7回	第7回		
	3月	3月議会				

VII. 会議の内容

- ・ 各会議等の内容は以下の通りです。

表 2 会議内容(予定)

	総合計画審議会	策定委員会	策定部会
第1回	・ 第6次太子町<u>総合計画策定方針</u>について ・ <u>住民アンケート調査</u>の実施について		・ 第6次太子町<u>総合計画策定方針</u>について ・ <u>現行計画進捗状況</u>の確認について
第2回	・ <u>基礎調査・分析</u>について ・ <u>住民アンケート調査結果</u>について ・ <u>人口ビジョンの検証</u>について		
第3回	・ まちづくり<u>ワークショップ結果</u>について ・ <u>現行計画の進捗状況</u>について ・ <u>課題</u>の整理について		
第4回	・ <u>基本構想(素案)</u>について		
第5回	・ <u>基本計画(素案)</u>について		
第6回	・ <u>総合計画(素案)</u>について		
第7回	・ <u>パブリックコメント</u>と<u>総合計画(案)への反映</u>について		

※作業部会は、ワークショップを想定しています。